

官報

主要目次

- 政令
○行政機関職員定員法の一部改正
○終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の本邦行政機関別の定数を定める政令の一部改正
省令
○自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則
○経済安定本部組織規程の一部改正
規則
○放送法施行規則の一部改正
告示
○無線局承認
○保安林解除(北海道)
○保安林指定(山形県)
○熱管理に関する第二回短期研修の時期、場所等
○道路運送車両の保安基準第二十九條第二項の標識を指定する件廃止
○函館駅前郵便局移転
○道路運送車両法等の施行に伴い、電気通信省所管の自動車に関する登録の申請人として職員指定
○長崎無線中継所改称
○昭和二十六年十一月分建築物及び住宅動態統計の集計結果
○保安林解除(神奈川県)
○公共企業体事項
○国鉄自動車路線名称の一部改正
○秋吉線吉則・厚狭間において自動車による運輸営業開始

政令

行政機関職員定員法の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年一月十八日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三号

行政機関職員定員法の一部を改正する政令
内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「二千七百四十人」を「二千八百四十人」に改める。
附則
この政令は、昭和二十七年二月十五日から施行する。

内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 木村篤太郎

御名 御璽

昭和二十七年一月十八日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第四号

終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の本邦行政機関別の定数を定める政令の一部を改正する政令
内閣は、行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)第二條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

御名 御璽

昭和二十七年一月十八日
内閣総理大臣 吉田 茂

終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の本邦行政機関別の定数を定める政令(昭和二十四年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

法務府の項定数の欄中「二四三二」を「二四三三」に改める。
附則
この政令は、昭和二十七年二月十五日から施行する。

省令

運輸省令第二号
道路運送車両法第二十四條第二項及び第七十四條第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則を次のように定める。

昭和二十七年一月十八日
運輸大臣 村上 義一

第一章 総則

第一條 (この省令の適用)
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二十四條に規定する自動車登録官(以下「登録官」といふ)及び同法第七十四條に

規定する自動車検査官(以下「検査官」といふ)の任命、服務及び研修に

関係する政令(昭和二十四年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則
この政令は、昭和二十七年二月十五日から施行する。

内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 木村篤太郎

運輸大臣 村上 義一
自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則

規定する自動車登録官(以下「登録官」といふ)及び同法第七十四條に

規定する自動車検査官(以下「検査官」といふ)の任命、服務及び研修に

関係する政令(昭和二十四年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則
この政令は、昭和二十七年二月十五日から施行する。

内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 木村篤太郎

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

六 通 信 事 項 海上保安庁法第三條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に
関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日

八 設置場所 高松市玉藻町七番地 東経一三四度〇三分
北緯三三四度二分

九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JNA135 A一三七八五kc 水晶発振 五〇W

十 空中線の型式及び構成 ツェッペリン

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百二十二号
日本放送協会福岡放送中継局の電波の型式、周波数並びに空中線電力の指定は、昭和二十六年十
二月二十六日変更した。

変更後の現況は、次の通りである。

昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月十六日 第六二四九号

二 承認を受けた者 日本放送協会

三 無線局の種類 放送中継局

四 無線局の目的 放送事業に使用するため、放送中継業務を行う。

五 通信の相手方 日本放送協会奉天放送所

六 通信の相手方 放送番組の中継及び業務上必要な事項

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 福岡市因幡町一番地 東経一三〇度二四分
北緯三三度三五分

九 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
P3I 五〇Mc 自励発振 通信前段格子 五〇W

十 空中線の型式及び構成 ビーム型反射器付半波ダブレット

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百二十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十八日 第五〇四六号

二 承認を受けた者 海上保安庁

三 無線局の種類 海岸局

四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 海上保安庁所属船舶局

六 通信の相手方 1. 海上保安庁所属船舶局
2. その他の船舶局

七 承認の有効期限 1. 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務
に関する事項
2. 海上保安庁法第二十一條第二項に規定する事務及びその他業務に
関する事項

八 設置場所 高知市機橋通六丁目埋立地 東経一三三度三分
北緯三三度三分

九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNO (注) A二 四六八kc A一 吸収管式
A三 五二〇〇kc A二 終段抑制格
A三 子変調(吸) A三 二五〇W
JNO12 (注) A一 九四〇kc A二 水晶発振 A二 終段抑制格
A三 子変調(吸) A三 二五〇W
JNO131 A一 三七八五kc 水晶発振 吸収管式 二五〇W

十 空中線の型式及び構成 Y型、傾斜型

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百二十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第四二〇一号

二 承認を受けた者 日本国有鉄道

三 無線局の種類 海岸局

四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 日本国有鉄道所属宇野、高松間連絡船の船舶局

六 通信の相手方 日本国有鉄道法第三條第一項に規定する事務に関する事項

七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日

八 設置場所 玉野市宇野町 東経一三三度五七分
北緯三三四度二分

九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
の A三 一五五・八九Mc 水晶発振 終段陽極変調 一〇W

十 空中線の型式及び構成 入木

十一 運用許容時間 常時

十二 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 福岡市天神町一番地 東経一三〇度二四分
北緯三三度三五分

九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JQJ122 (注) AA一 五、九七五kc
AA二 四八五kc
AA三 二、〇〇kc 水晶発振 五〇W

十 空中線の型式及び構成 逆L型、単條

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十九日 第九五四号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 固定局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の大根布固定局

六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に
関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日

八 設置場所 石川県河北郡津幡町字加 東経一三六度四分
北緯三六度四分

九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
かほく A三二、六九五kc 水晶発振 終段陽極変調 五W

十 空中線の型式及び構成 單條

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十九日 第九五五号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 固定局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の河北固定局

六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に
関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日

八 設置場所 石川県河北郡津幡町大字大根布五番地 東経一三六度三分
北緯三六度三分

九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
おうねぶ A三二、六九五kc 水晶発振 終段陽極変調 五W

十 空中線の型式及び構成 逆L型

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百二十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第五〇五七号

二 承認を受けた者 海上保安庁

三 無線局の種類 海岸局

四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 海上保安庁所属船舶局

六 通信の相手方 海上保安庁法第三條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に
関する事項

七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日

八 設置場所 高松市玉藻町七番地 東経一三四度〇三分
北緯三三四度二分

九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNA15 A三 二、六二〇kc
A二 一、九四〇kc
A三 一、七九五kc 水晶発振 終段陽極変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 逆L型

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百二十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第五〇五八号

二 承認を受けた者 海上保安庁

三 無線局の種類 固定局

四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。

五 通信の相手方 海上保安庁所属広島、神戸及び小松島の各固定局

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

十一 空中線の型式及び構成 T型
十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百四十一号
第三開明丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月十六日変更した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六二七号
二 免許人の氏名 鶴田利雄
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第一新栄丸(主たる停泊港 千倉)
九 呼出名称 いちごうしんえいまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

●電波監理委員会告示第百四十二号
第一新栄丸無線局の周波数は、昭和二十六年二月二十日変更した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六三八号
二 免許人の氏名 石井寅吉
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第一新栄丸(主たる停泊港 千倉)
九 呼出名称 いちごうしんえいまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

十一 空中線の型式及び構成 T型
十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百四十三号
第一成洋丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二日変更した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月五日 第一五二九号
二 承認を受けた者 水産庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業の監督取締に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、漁業用の海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行及び漁業の監督取締に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年六月四日
八 設置場所 第一成洋丸(主たる停泊港 三崎)
九 呼出符号及び呼出名称 J Q K I いちごうせいようまる

五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬の各非常局
六 通信の相手方 鉄道輸送、列車運転、災害の復旧及び保安に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 移動体として半径三〇マイル以内
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J R S I 26 A三 二、八〇〇 kc
十 空中線の型式及び構成 逆L型
十一 運用許容時間 非常通信を行うため、運用を必要とする時間
●電波監理委員会告示第百三十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十七日 第三一六五号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 固定局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬の塩釜、東京、呉、門司、佐世保、舞鶴、新潟、高知、名古屋、高松、広島、小松島及び小樽の各固定局
六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 神戸市生田区海岸通り一丁目埋立地 北緯 三三度四一分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J G D D I 2031 (注一) A一 三、七五〇 kc
J G D D I 2021 (注二) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2021 (注三) A一 三、七五〇 kc
A一 三、七五〇 kc
A二 二、五〇〇 kc
A三 二、五〇〇 kc

十 空中線の型式及び構成 逆L型、傾斜型
十一 運用許容時間 房王寺町送電所の無線設備が臨時のため、運用を必要とする時間
十二 その他 (注一)の周波数の使用は、塩釜、東京、呉、門司、佐世保、舞鶴、新潟、名古屋、広島及び小樽の各固定局と通信を行う場合に限り、(注二)の周波数の使用は、塩釜、東京、呉、門司、佐世保、舞鶴、新潟、名古屋、広島及び小樽の各固定局と通信を行う場合に限り、(注三)の周波数の使用は、畫間に限る。
●電波監理委員会告示第百三十七号
日産丸無線局にレディー設備を昭和二十六年四月二日設置した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一一八二号
二 免許人の氏名 日産汽船株式会社
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、日産汽船株式会社所属船舶局

六 通信の相手方 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七 免許の有効期限 昭和三十一年四月一日
八 設置場所 但し、無線電信については無期限
九 呼出符号、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J K W W
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置 A一、A二
A一 八、八八、八六、五五、四四、四二、四〇、三〇、二五、二〇、一五、一〇、〇五、〇〇 kc
A二 八、八八、八六、五五、四四、四二、四〇、三〇、二五、二〇、一五、一〇、〇五、〇〇 kc

補助装置 A一、A二
A一 三、七五、三、七〇、三、六五、三、六〇、三、五五、三、五〇、三、四五、三、四〇、三、三五、三、三〇、三、二五、三、二〇、三、一五、三、一〇、三、〇五、三、〇〇 kc
A二 三、七五、三、七〇、三、六五、三、六〇、三、五五、三、五〇、三、四五、三、四〇、三、三五、三、三〇、三、二五、三、二〇、三、一五、三、一〇、三、〇五、三、〇〇 kc

特殊設備 レディー P O 九、四四〇 Mc マグネトロン発振 五〇 Kw
十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二 運用許容時間 常時
十三 運用義務時間 常時
十四 その他 レディーの周波数帯域幅は、九、三三〇 Mc から九、五〇〇 Mc まで
●電波監理委員会告示第百三十八号
昭和二十六年電波監理委員会告示第六百五十五号の無線局の空中線電力は、昭和二十六年七月七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

第十項中「A一、一、六二〇 kc は二五 W を A一、一、六二〇 kc は三〇 W に、A二、一、六二〇 kc は二〇 W を A二、一、六二〇 kc は二五 W に改める。」
●電波監理委員会告示第百三十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五〇二三号
二 免許人の氏名 山田鏡一郎
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送達に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第一大鷗丸(主たる停泊港 室戸)
九 呼出符号及び呼出名称 J C C N だいちおとりまる

様式 熱管理第二回短期研修申込書

一 氏名(ふりがなをのけること)
二 生年月日
三 学歴
四 職歴
熱管理第二回短期研修を受付たいので、熱管理法施行規則第九條第四項に規定する資格を証明する書類を添えて申し込みます。

申請者(住所)
申込者の住所(所在地)
申込者の現住所(所在地)
申込者の氏名
通商産業大臣
(備考) 申込書用紙は、日本標準規格B5とすること。

運輸省告示第五号

自動車用石油製品製造規則(昭和二十四年運輸省令第六十四号)の廃止に伴い、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第二十九條第二項の標識を指定するの件(昭和二十六年七月運輸省告示第七十三号)を廃止し、昭和二十七年一月一日から適用する。
昭和二十七年一月十八日
運輸大臣 村上 義一

運輸省告示第六号

倉庫営業者の名称が次のように変更された。
昭和二十七年一月十八日
運輸大臣 村上 義一
新名称 七尾港陸運株式会社
旧名称 七尾港陸運株式会社
新所在地 七尾市陸運株式会社
旧所在地 七尾市陸運株式会社
変更年月日 昭和二十六年十一月十七日

建設省告示第七号

建築動態統計調査規則(昭和二十五年建設省令第四十四号)第十一條第一項の規定に基づき、昭和二十六年十一月分建築動態統計の集計結果を左の通り告示する。
昭和二十七年一月十八日
建設大臣 野田 卯一

Table with 4 columns: 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円), 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円). Rows include 野島, 岡崎, 知賀, etc.

Table with 4 columns: 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円), 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円). Rows include 手塚, 山形, 島城, etc.

Table with 4 columns: 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円), 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円). Rows include 手塚, 山形, 島城, etc.

郵政省告示第十二号

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二十四号)第十三條第四項の規定に基づき、昭和二十六年九月十日から次の郵便局を移転した。
昭和二十七年一月十八日
郵政大臣 佐藤 栄作

電気通信省告示第十八号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)及び自動車登録令(昭和二十六年政令第二十五十六号)の施行に伴い、当省所管の自動車に関する登録の申請人として次の職員を指定し、昭和二十六年七月一日から適用する。
昭和二十七年一月十八日
電気通信大臣 佐藤 栄作

電気通信省告示第十九号

地方電気通信部所屬のもの(施設部海線工事課所屬のもの)を除く。
昭和二十六年十二月十五日から、次の地方電気通信取扱局を改称した。
昭和二十七年一月十八日
電気通信大臣 佐藤 栄作

Table with 4 columns: 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円), 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円). Rows include 手塚, 山形, 島城, etc.

建設省告示第七号

Table with 4 columns: 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円), 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円). Rows include 野島, 岡崎, 知賀, etc.

建設省告示第七号

Table with 4 columns: 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円), 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円). Rows include 手塚, 山形, 島城, etc.

建設省告示第七号

Table with 4 columns: 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円), 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円). Rows include 手塚, 山形, 島城, etc.

建設省告示第七号

Table with 4 columns: 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円), 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円). Rows include 手塚, 山形, 島城, etc.

建設省告示第七号

Table with 4 columns: 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円), 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円). Rows include 手塚, 山形, 島城, etc.

Table with 4 columns: 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円), 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円). Rows include 野島, 岡崎, 知賀, etc.

Table with 4 columns: 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円), 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円). Rows include 手塚, 山形, 島城, etc.

Table with 4 columns: 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円), 延べ面積(坪), 工事費予定額(千円). Rows include 手塚, 山形, 島城, etc.

昭和27年1月18日 金曜日 官報 第7506号 250

Table with 2 columns: 都市名 (City Name) and 人口 (Population). Lists cities like 札幌, 仙台, 東京, etc., with their respective populations.

Table with 2 columns: 職名 (Position Name) and 職数 (Number of Positions). Lists various government positions and their counts.

叙任及び辞令 (Appointments and Resignations). Includes sections for 内閣 (Cabinet) and 農林省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries).

法務府公告 (Ministry of Justice Announcement). Includes sections for 工場財団 (Factory Foundations) and 農林省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries).

労働省 (Ministry of Labor). Includes sections for 海上保安庁 (Maritime Safety Agency) and 労働省 (Ministry of Labor).

労働省 (Ministry of Labor). Includes sections for 労働省 (Ministry of Labor) and 労働省 (Ministry of Labor).

昭和27年1月18日 金曜日 官報 第7506号

小樽 春三 小樽 春三 小樽 春三... (List of names and positions).

公共企業体事項 (Public Enterprise Matters). Includes sections for 日本国有鉄道 (Japanese National Railways) and 日本国有鉄道 (Japanese National Railways).

法務府公告 (Ministry of Justice Announcement). Includes sections for 工場財団 (Factory Foundations) and 農林省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries).

労働省 (Ministry of Labor). Includes sections for 労働省 (Ministry of Labor) and 労働省 (Ministry of Labor).

労働省 (Ministry of Labor). Includes sections for 労働省 (Ministry of Labor) and 労働省 (Ministry of Labor).

労働省 (Ministry of Labor). Includes sections for 労働省 (Ministry of Labor) and 労働省 (Ministry of Labor).

255 昭27年1月18日 金曜日 官報 第7506号

Table with columns for '債権者' (Creditors) and '債権額' (Debt Amount). Lists names and amounts for various companies like 昭和三十七年債権者.

昭和三十七年債権者 昭和三十七年債権者 昭和三十七年債権者... 昭和三十七年債権者 昭和三十七年債権者...

昭27年1月18日 金曜日 官報 第7506号 254

額面金額 金五千円也(全額拂込済) 昭和三十七年債権者 昭和三十七年債権者...

昭和三十七年債権者 昭和三十七年債権者 昭和三十七年債権者... 昭和三十七年債権者 昭和三十七年債権者...

第 7506 号

昭和二十七年一月十八日 金曜日 官 報 第7506号 256

本公啓掲載の翌日から三箇月以内に当
会社まで申出下さい。
昭和二十七年一月十六日
神奈川県小田原市新玉四丁目五
三六番地 足柄塩業有限公司
代表取締役 柴 堅治

有限会社組織変更公告

昭和二十六年十月十五日当社の臨時
社員総会に於て全社員の一致を以て有
限会社の組織を変更して長野県上高井
郡須坂町大字須坂一九七番地株式会社
ホーライ製パン工場と為すことを決議
致しましたに就ては組織変更より御異議
ある債権者は本公告の翌日より二箇月
以内にその旨御申出相成度公告致しま
す。

昭和二十七年一月十日

長野県上高井郡須坂町大字須坂
一九七番地
有限会社ホーライ製パン工場
代表取締役 大峯 正則

株式会社申込証拠金領収証無効公告

当社増資新株式申込証拠金領収証左
記の通り喪失の旨届出ありたるにつき
本公告の日から三十日以内に異議申立
なきときは無効とす。
昭和二十七年一月十四日
神戸市生田区江戸町一〇四
油井株式会社
丹治第五郎 二株第十五号白崎仁三郎
二株第五号富士銀行神戸支店扱

株式会社併合による株券提出公告

当社は昭和二十七年一月十日開催
の第三十三回定時株主総会に於て額面
株式一株に付五十円の株式十株を併合
して一株金五百円の株式とするに
決議しましたから当社の株式を所有
する株主はこの公告掲載の翌日から三
箇月以内に株券を当会社に提出して下
さい。
昭和二十七年一月十一日
群馬県伊勢崎市日吉町六十番地
上武製氷冷蔵株式会社
代表取締役 根立 策一郎

第二十八期貸借対照表

昭和三十六年十一月二十九日現在	
資産の部	八、四七五、〇一三・〇四
固定資産	五、八五三、八九九・七〇
流動資産	二、六二一、二一三・九七
現金	九、五一九、六二一・二八
預金	二、六二一、二一三・九七
棚卸資産	二、六二一、二一三・九七
計	二、六二一、二一三・九七

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

貸借対照表

昭和二十五年十一月三十日現在

所有有価証券	一、四六六、九四四・七九
所有不動産	一、七六七、二五〇・七九
現金	一、七〇六、八〇九
預金	五、〇〇〇、〇〇〇
未收貸家料	
計	一〇、八四六、〇〇〇

負債の部

資本	四、〇〇〇、〇〇〇
諸債	一、六七六、八六三・三三
短期負債	九、七〇七、五五五・八〇
当期利益	一、〇六一、三四一・八七
計	二、四四四、七五五・九九

日本管楽器株式会社

堀井膳寫版

堀井膳写堂株式会社
東京都千代田区神田(5)418.422.423
電話 神田

前期繰越損金

前期繰越損金	一、五六五、六四三・三三
当期損	七、七九九・〇〇
計	三、四六五、六四三・三三

前期繰越利益

前期繰越利益	四、五〇〇、〇〇〇
当期利益	四、六〇〇、〇〇〇
計	九、一〇〇、〇〇〇

貸借対照表

固定資産	一、二〇七、五〇〇
流動資産	六、二二八、九〇〇
現金	一、七九三、八七五・〇〇
預金	四、四三五、〇二五・〇〇
未收貸家料	五三三・〇〇
計	四、七二九、〇〇〇

京橋商事株式会社

第六十八期決算公告

昭和二十六年十一月三十日
貸借対照表

固定資産	一、四七四、五〇五・〇〇
流動資産	二、五九六、八七二・〇〇
現金	一、二八三、〇九二・五〇
預金	一、五二八、八八二・七六
未收貸家料	二、六五七、七五〇
計	五、八九一、〇一六・三六

三井物産株式会社

第五期貸借対照表

(昭和二十六年十一月三十日現在)

現金	六、五八、二〇五・九四
預金	三、三〇〇、〇九四・四八
未收貸家料	一、一〇三、〇〇〇・〇〇
計	一一、〇一三、三〇〇・四二

負債の部

銀行借入金	七、七六六、六六六・一五
掛取手形	四、七四三、四三三・二九
未払金	九、二五、六九五・〇〇
計	一二、五三五、三九四・四四

東京都文京区表町一〇二番地
日本製鋼工業株式会社

第五期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

現金	一、〇三三、三三三・七八
預金	八、五三三、三三三・七八
未收貸家料	三、三三三、三三三・七八
計	一二、九〇〇、〇〇〇・〇〇

負債の部

銀行借入金	一、〇三三、三三三・七八
掛取手形	八、五三三、三三三・七八
未払金	三、三三三、三三三・七八
計	一二、九〇〇、〇〇〇・〇〇

堀井膳写堂株式会社

第十二期貸借対照表

(昭和二十六年十一月三十日現在)

現金	一、〇〇〇、〇〇〇
預金	三、四八〇、〇〇〇
未收貸家料	五、八〇〇、〇〇〇
計	一〇、二八〇、〇〇〇

負債の部

銀行借入金	一、〇〇〇、〇〇〇
掛取手形	三、四八〇、〇〇〇
未払金	五、八〇〇、〇〇〇
計	一〇、二八〇、〇〇〇

東京都千代田区丸の内二の一八
株式会社岸本商店

第一期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

現金	一、六六八、九三三・一四
預金	四、〇〇〇、〇〇〇
未收貸家料	二、七五二、七五三・九二
計	八、四二一、六八七・〇六

負債の部

銀行借入金	一、六六八、九三三・一四
掛取手形	四、〇〇〇、〇〇〇
未払金	二、七五二、七五三・九二
計	八、四二一、六八七・〇六

光汽船株式会社

第五期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

現金	一、〇〇〇、〇〇〇
預金	三、四八〇、〇〇〇
未收貸家料	五、八〇〇、〇〇〇
計	一〇、二八〇、〇〇〇

負債の部

銀行借入金	一、〇〇〇、〇〇〇
掛取手形	三、四八〇、〇〇〇
未払金	五、八〇〇、〇〇〇
計	一〇、二八〇、〇〇〇

堀井膳写堂株式会社

第四期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

現金	八、九六三、〇一〇・九六
預金	一、七〇〇、〇〇〇
未收貸家料	五、六八五、七〇〇
計	一六、三四三、七一一・九二

負債の部

銀行借入金	八、九六三、〇一〇・九六
掛取手形	一、七〇〇、〇〇〇
未払金	五、六八五、七〇〇
計	一六、三四三、七一一・九二

東陽織物株式会社

第一期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

現金	一、〇〇〇、〇〇〇
預金	三、四八〇、〇〇〇
未收貸家料	五、八〇〇、〇〇〇
計	一〇、二八〇、〇〇〇

負債の部

銀行借入金	一、〇〇〇、〇〇〇
掛取手形	三、四八〇、〇〇〇
未払金	五、八〇〇、〇〇〇
計	一〇、二八〇、〇〇〇

堀井膳写堂株式会社

第五期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

現金	一、〇〇〇、〇〇〇
預金	三、四八〇、〇〇〇
未收貸家料	五、八〇〇、〇〇〇
計	一〇、二八〇、〇〇〇

負債の部

銀行借入金	一、〇〇〇、〇〇〇
掛取手形	三、四八〇、〇〇〇
未払金	五、八〇〇、〇〇〇
計	一〇、二八〇、〇〇〇

堀井膳写堂株式会社

定価 一ヶ月 二百四十円 九円 送料 送料
公費 八円 送料 送料
但し、会社等解散・破産等合併・組織変更公告二件一回
千五百円 発行所 東京都新宿区市谷本町一五
電話九段(33)三三三三 印刷 印刷
振替東京一九〇〇〇〇〇〇〇〇 官報課